

平成31年度教育委員会定例会会議録

日時	令和2年1月23日(木)
	午後3時25分～午後3時54分
場所	中央公民館第一会議室
出席者	
藤井 教育長	川添 管理課長
溝口 委員	今吉 社会教育課長
福島 委員	

議決事項

件名	提案理由	審議の状況	裁決の次第

会 議 要 旨

- 1 開会
- 2 前回会議録の承認
管理課長補佐から前回会議録の概要を報告

3 委員の報告

溝口委員

・大崎町成人式 1.5（日）

当日は天候にも恵まれた成人式で良かったと思います。式場に入った時、新成人の中に派手な髪型が見受けられ気になっていましたが、式次第が終わるまで静かで厳かな成人式が執り行われて本当に良かったなあとと思います。また、今年は、ベトナム技能実習生の女子の方々も民族衣装アオザイを纏って出席されたのに配慮して、ベトナム語への翻訳や本国のビデオ上映など、初めてにしては創意工夫された新味ある構成で大変良かったと思います。また、成人式の初めから終わりまで今吉課長が手話で、話しを伝えられていましたが、本来なら交替で手話されるところを一人で処理されていたのにとっても感動しました。新年早々中学生の和太鼓演奏の協力や、成人式の段取りをされた社会教育課の皆さんや関係者の方々に改めて感謝いたします。

福島委員

・福男福女 1.13（月）

今回で4回目だったと思いますが、毎年どんどん盛り上がっていて景品もどんどん豪華になっていってるように感じます。三つの部門に分かれていて太鼓が近づいてくると臨場感があってウェブカメラで中継をしたり、すごく工夫をされていて、「てげてげ」のアナウンサーの方も来られていて盛り上がって良かったと思ったところでした。

あと、個人的なことですが、この前日に行われた指宿菜の花マラソンに参加いたしました。無事にゴールすることができました。一応完走ができて初めて参加したので少し心配をしていましたが、何とか6時間を切ることで、5時間29分でゴールいたしました。

4 教育長行政報告

1 成人式 1.5（日）

今年はベトナムの方々が入って新しい形での成人式ができました。今年はビデオをやり替えましたので本当に良かったと思いました。また、来年も工夫しながら社会教育課の皆さんには進めてもらえればありがたいと思いました。

2 役場仕事始め式 1.6(月)

3 校門指導 大崎小 1.8(水)

8日から16日まで各学校に校門指導に参りました。7時20分ぐらいから8時ぐらいまで立っておりましたが、大崎小の校長が雨が降っていましたが、校門の落ち葉を全部掃除をしまして登校指導をしておりました。本当に頭が下がる思いで学校の状況を見ることでした。学校の職員にもしっかり指導をされていますけど、自分にも厳しい校長であると思って見ております。校長先生が立っておられたのは、大崎小、大丸小、菱田小、持留小、私が行ってから立たれたのが野方小、中沖小、大崎中でした。大崎中は今回立っていて思ったんですが、みんなが笑顔で以前に比べると本当に変わったなと思いつつながら良い気持ちで帰って参りました。

始業式

4 校門指導 大丸小 1.9(木)

新大隅青年会議所賀詞交換会

会長は吉留さんでしたが、大崎からも10人ぐらい参加したところでした。前半の1時間ぐらいは色々な方々のあいさつがありまして、懇親会になったところでしたが、毎回思うんですが、会長になられた方は原稿なしで15分ぐらいあいさつをされます。いつも関心しながら聞いているところです。

5 校門指導 菱田小 1.10(金)

事務所長一次面接

民生委員新年会

昨年から声がかかっていたんですが、今年初めて参加いたしました。60代から70代ぐらいの方々が頑張っているんだなと思って関心したところでした。

6 校門指導 大崎中 1.11(土)

土曜授業

7 消防出初式 1.12(日)

8 成人の日 1.13(月)

9 校門指導 持留小 1.14(火)

春田文庫おさめ

春田さんの方から「今年で終わりにしたい」との連絡があったようですが、そういうことならということで、町長や校長と話しをしまして夜に懇親会をして、翌々日には中学校で最後のあいさつをしていただいたところでした。83歳になる今年まで約2000冊の本を中学校に寄贈をしてもらっておりますが、本当に有難いことでした。

10 校門指導 野方小 1.15(水)

定着度調査

11 校門指導 中沖小 1.16(木)

定着度調査

12 ソフトバレーボール大会 1.19(日)

13 定例教育委員会 1.23(木)

教育委員会新年会

5 報告

報告第39号 入学期日の通知及び就学すべき学校の指定について

川添課長

学校教育法施行令第5条の規定に基づき、令和2年4月に入学する予定者の保護者に入学通知書送付することについて、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第1項第5号の規定により処理したので、同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

令和2年1月23日提出

大崎町教育委員会

教育長 藤井光興

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（抜粋）

（専決）

第19条 教育委員会は、第8条において特に規定するものを除き、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を教育長に専決処理させる。

（5） 学齢簿の編制，入学期日の通知，就学すべき学校の指定，出席の督促等に関すること。

3 教育長は、前2項の規定によって処理した事務のうち、必要と認めるものについては、次の会議に報告しなければならない。

※参考資料配布

報告第40号 就学させる学校の指定の変更について

川添課長

学校教育法施行令第8条の規定に基づき、就学させる学校の指定の変更申請があり、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第19条第1項第5号により処理したので、同条第3項の規定により教育委員会にこれを報告する。

令和2年1月23日提出

大崎町教育委員会

教育長 藤井光興

学校教育法施行令（抜粋）

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

第5条 1項 省略

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第7号、第6条の3、第6条の4、第7条、第8条、第11条の2、第12条第3項及び第12条の2において同じ。）が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（抜粋）

（専決）

第19条 教育委員会は、第8条において特に規定するものを除き、その権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を教育長に専決処理させる。

（5） 学齢簿の編成，入学期日の通知，就学すべき学校の指定，出席の督促等に関すること。

3 教育長は前2項の規定によって処理した事務のうち、必要と認めるものについては、次の会議に報告しなければならない。

教育長

以上、報告のとおりです。

【承認】

6 委員から提出された動議の討論等
特になし

7 その他

- ・今後の小学校の英語教育について
- ・令和元年度大崎町子ども会大会の開催について
- ・教育委員を含めた新年会等の開催の意義について

8 翌月の行事等

- | | |
|----------|---|
| 2月 8日(土) | 土曜授業 |
| 2月15日(土) | 子ども会大会(中央公民館 9時～) |
| 2月18日(火) | 県下一周駅伝競走大会大崎通過 予定時刻13時16分 |
| 2月23日(日) | 自治公民館対抗GG大会(野方分館運動広場 9時～) |
| 2月25日(火) | 公民分館長会 9時30分～
定例教育委員会 13時～
大崎町教育振興懇談会(中公第1会議室 14時30分) |

9 閉会